

平成23年度第3回江東区外部評価委員会
(第2班ヒアリング)

1 日 時 平成23年7月4日(月)
午後7時00分 開会 午後9時00分 閉会

2 場 所 江東区防災センター2階第21会議室

3 出席者

(1) 委員()は欠席

藤 枝 聡

牧 瀬 稔

トーマス 理恵

山 口 浩

(2) 職員出席者

総務部長(危機管理室長兼務)

須 田 雅 美

総務部参事(総務課長事務取扱)

渡 辺 広 幸

こども未来部長

海老澤 孝 史

生活支援部長

藤 原 隆

教育委員会事務局次長

梅 田 幸 司

教育委員会事務局参事(庶務課長事務取扱)

針 谷 りつ子

こども政策課長

石 崎 尚 志

子育て支援課長

中 村 保 夫

保 育 課 長

堀 田 誠

保 護 第 一 課 長

藤 田 友 子

保 護 第 二 課 長

小 林 孝 幸

学 務 課 長

武 田 正 孝

指 導 室 長

浅 岡 寿 郎

学 校 支 援 課 長

岩 井 健

放 課 後 支 援 課 長

老 川 和 宏

(3) 事務局出席者

政 策 経 営 部 長

大 井 哲 爾

企 画 課 長
財 政 課 長
計画推進担当課長

押 田 文 子
大 塚 善 彦
田 淵 泰 紀

4 傍聴者数 0名

5 会議次第

1.開会

2.ヒアリング

(1) 施策7 「子育て家庭への支援」

(2) 施策10 「地域や教育関係機関との連携による教育力の向上」

3. その他

4.閉会

6 配付資料

- ・席次表（施策7）
- ・席次表（施策10）
- ・委員名簿
- ・関係職員名簿
- ・外部評価委員会の運営について
- ・施策7 施策評価シート
- ・施策10 施策評価シート
- ・外部評価シート（施策7）
- ・外部評価シート（施策10）

午後7時00分 開会

班長 これから江東区外部評価委員会、第2班のヒアリングの第1回目を開会いたしたいと思
います。私は本日の進行を勤めさせていただきます藤枝と申します、どうぞよろしくお願
いいたします。それから本日、第2班のメンバーということで、こちらへはトーマス委員、それから山
口委員にご出席いただいております。それからもう1名牧瀬委員でございますが本日、所用によ
りまして途中からの参加というふうになっております。あらかじめご了承いただければと思
います。本日の外部評価の対象施策でございますが前半は施策の7番、子育て家庭への支援。それか
ら後半は施策の10番、地域や教育関係機関との連携による教育力の向上の施策について質疑応
答させていただきたいと思います。

まず初めにお手元の資料の確認をお願いできればと思います。席上に配布されております会議
次第に配布資料の一覧を掲載しております。恐れ入りますが各自でご確認いただきまして不足が
ございましたら各自事務局にお問い合わせをいただければと思います。なお席次表につきまして
は本日は事務局で施策ごとに作成しておりますのでそれぞれご確認いただければと思
います。まず6月22日に開催されました第1回江東区外部評価委員会小委員会にて外部評価委員会の運営
について決定を得ましたので、このことについて事務局よりご説明お願いいたします。

関係職員 それではお手元の資料でございますけども「外部評価委員会の運営について（平成
23年度）」というA4の資料をご覧くださいと思
います。決定事項は4点ございます。昨
年との変更点でございますけども、7時からのヒアリング開始30分前に集合し、委員同士の意
見調整等行うことができるという点が1点目でございます。2点目でございますけれどもヒアリ
ングの方法でございます。まず施策の主管部長から、当該分野の現状と課題、及び今後の方向性
のポイントについて5分以内でご説明お願いしたいと思
います。その後、委員との質疑応答を行
うことといたします。なお1施策あたり全体で1時間を基本としてヒアリングを行っていただき
ます。さらに質疑でございますけども、一問一答と申しましょうか、委員の質問に対して簡結に、
各部課長におかれましてはご回答をお願いしたいと思
います。3点目でございますけども、各委
員、ヒアリング終了後おおむね3日後までに外部評価シートを事務局までご提出をお願いしたい
と思
います。最後でございますが各委員からご提出いただいた外部評価シート及びヒアリング中
の議論をもとに、小委員会で原案を作成いたしまして、評価についてのとりまとめをご提示いた
します。その最終案でございますけども7月にこういった形で夜間のヒアリングをお願いいた
しまして、8月16日、こちらで最終のご決定いただくことをお願いをしたいと考えております。
以上でございます。

班長 どうもありがとうございました。ヒアリングにつきましては、ただいま説明がありました原則に従う形で進めさせていただきたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

ヒアリング

(1) 施策7「子育て家庭への支援」

班長 それでは早速でございますが、内容のほうに入ってまいりたいと思います。初めに先程のご説明にございました通り、施策の7番の施策の主管部長より、施策の現状と課題及び今後の方向性につきましてご説明をお願いします。

関係職員 どうぞよろしくお願ひいたします。それでは早速ですが施策7、子育て家庭への支援についてであります。施策評価シートの3-1、3-2に記載のとおりですけれども、本区では南部地域等の急速な発展に伴い人口の増加が続いております。また核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化などによりまして家庭や地域の子育て力が低下しておりまして、子育てに不安感や負担感を持つ保護者が増えています。このような状況は今後も続くものと思われれます。本施策を実現するための取り組みとしては、2に記載の通り、子育て支援機能の充実、多様なメディアによる子育て情報の発信、子育て家庭への経済的支援、この3点を挙げております。それぞれの現状と課題、今後の方向性については、2と6に記載の通りになっています。まず子育て支援機能の充実についてです。子育てに不安感や負担感を感じる保護者が増えており、その不安等を解消するために、現在、子ども家庭支援センターにおいて子育て相談、ひろば事業の実施、各種講座の開催などを実施しております。今後も子育て支援機能の更なる充実が求められています。今後の方向性としてはこれらの事業をさらに充実させるとともに、今年度から実施している、地域の身近な子育て施設や区立保育園をマイ保育園として登録してもらい、園からさまざまな情報を提供することにより、子育ての不安感の解消を図るマイ保育園登録事業や、8月から実施予定の、本区が独自に養成するボランティアであるこども家庭支援士による養育困難家庭への訪問支援事業などを実施することにより、子育て支援のさらなる充実に取り組んでまいります。

次に多様なメディアによる子育て情報発信についてです。現在子育て便利帳などの子育て情報誌や区ホームページにおける子育て情報、携帯電話で閲覧できる赤ちゃんマップなど、さまざまな媒体により情報提供しています。また今年1月には地域の子育て力を高めるため、子育てに関するボランティア活動等を紹介する子育て支援事例集を作成しました。今後も情報提供の充実が求められています。今後の方向性としては、子育て支援に関する地域活動を支援するためのポ-

タルサイトを構築するなど、更なる情報提供の充実に努めるとともに、さまざまな媒体を使って効果的な情報発信をまいります。

次に子育て家庭への経済的支援についてです。経済雇用情勢が悪化する中で子育てに関する経済面の支援を必要とする家庭が増えています。子育て家庭への経済的支援については、中学3年生までの医療費全額助成、子ども手当、児童扶養手当、認可外保育施設保護者負担軽減、被保護世帯への支援などに対応しております。今後も引き続き経済的支援が求められています。今後の方向性としては、各種手当支給による経済的支援、被保護世帯の経済的自立の支援強化などに取り組んでまいります。本施策の現状と課題、今後の方向性については以上でございます。

班長 どうもありがとうございました。早速ですが施策の7番、今ご説明いただきました内容を踏まえまして質疑を行ってまいりたいと思いますが、その前に皆様をお願いがございます。本委員会では会議録作成のために録音を行っております。お手数でございますがご発言ご回答していただく際には、委員の方は委員名、説明者の方は恐縮ですが役職名をおっしゃっていただくようお願い申し上げます。またご発言につきましては、マイクを通して行っていただきますよう合わせてご協力お願いいたします。

それでは早速ですが、議事のほうに入ってまいりたいと思います。とりまとめというか、班長の立場から一言だけ簡単に申しますと、昨年も申し上げたんですけど、子育て支援の施策につきましては、数ある自治体の中で江東区におかれましては、いわゆる少子化というよりむしろ多子化の状況にあるということで、これから長期計画の中で、質、量ともに重点的に展開していく施策だろうというところは疑いの無いところであるというふうに考えております。従いまして繰り返しになりますが、量の部分と質のところを同時に充実を図っていけるかという視点で、この施策に関する質疑応答のほうも進めていければというふうに考えておりますので、少々大きな話も出てくるかもしれませんが、ぜひ生産的な施策をおとりになればというふうに考えております。それから施策の7番につきましては、昨年度施策の11番というところで、ちょっと名称が類似しておりますが、地域ぐるみの子育て家庭への支援という名称の施策について評価をさせていただきました。昨年度につきましては、児童虐待に対するケアの支援の施策だったかなと思いますが、今年度はまたそれとは違う側面で、区として展開されていらっしゃる事業ということで、それについての質疑応答を進めていくという前提をあからじめ共有できればと考えております。

ちょっと前置きが長くなりまして恐縮でございましたが、早速質疑応答のほうに入りたいと思います。委員の皆様のほうからご質問があれば、順に挙げていただければと思います。

委員 マイ保育園ですか、全然知らなかったんですけども。これは携帯かなにかで登録をして

いるんですか。

関係職員 直接区立保育園に登録してもらおうという形で、携帯で登録するようなものではないんですね。もともと平成3年ぐらいから、地域活動事業ということで、各保育園でいろんな相談をしたりとか、あるいは行事に子どもを招いたりとかいうことをしていたんですが、今一つそれが広がらないということで、マイ保育園ということで近くの区立保育園に登録してもらいまして、積極的にこちら側から情報提供していく、あるいはその子育て相談に応じる、そういうような事業を展開していくというものです。

委員 例えばその情報発信だったりとか、それは保育園が主体となってやっているんですか。うちの子どもは、保育園に入っているんですけど、先生たちを見ていると多分いっぱいいっぱいな感じがあって、園に通っている以外の子どもを保護する時間があるのかなということだったので、どこが主体になっているのかなと思ひまして。

関係職員 とりあえず今年度は区立保育園から実施しようということで区立保育園33園で実施をいたします。もともと保育園というのは、子どもを預かるための施設ではありませんで、地域の子育てに関する重要な資源ですので、尚且つ子育てに関するいろんな知識を蓄積しているということで、それを地域のために役立てていこうということで、いろんな相談に応じたりとか情報提供していきましよう、というような事業でございます。

班長 今ちょっと、若干先程漏れましたが、施策を実現するための取り組みが3つございますので、一応、形式的な進め方として順次、この取り組みの1番、2番、3番という形で進めて、一巡したあとで全体評価するような形で進めさせていただきたいというふうに考えております。いま委員のほうからは先程ご説明があった子育て支援機能の充実の一環としての、マイ保育園の登録についてのご質問があったという理解で進めさせていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

委員 私からは子ども家庭支援センターの管理運営ということで少し話を聞かせて欲しいんですが、施設が、これ見ますと5箇所というふうになっています。それから23年度より南砂のセンターで児童虐待という、私は委員をやるのは今年からなんで、昨年度は虐待の話があったということでしたけど、この児童虐待に対する体制がですね、今、南砂だけなんですけれども、もう少し増やす考え方、あるいは虐待の場合に事前の情報で、墨田の児童相談所と、それからまあ庁舎と南砂という3箇所で連携だといってましたんですが、警察の児童虐待のコールセンターがあるかと思うんですが、そちらとの関係ってというのはどんなふうになっているんでしょうか。

関係職員 今の何点かのご質問にお答えいたしますが、まず南砂のセンターの位置付けでござ

いますが、これは東京都の子ども家庭支援センターの仕組みの中で、平成18年度から先駆型のセンターを各区市町村1箇所設けて、そこが虐待のホットラインとして一義的な窓口になるという制度ができたところでございます。本区としましては、南砂をそのセンターとして、区民の方から虐待の通告をいただく場合には、南砂に連絡をしていただくという形をとってございます。そのようなものですから、じゃあ南砂以外はどうかといいますと、区役所にも虐待関係の窓口はございますし、児童相談所もございますが、江東区の仕組みとしては、一義的には南砂のセンターが窓口という形でございます。実際には、わたしたちも地域で地域協議会をつくっていますので、2点目の質問にも関係しますが、警察や病院、学校等の関係機関はこのネットワークの中で、年一回の代表者会議や、年に何回か実務者会議を開いておりまして、虐待情報の共有をしております。ですから一義的に南砂に情報が入ったものは、関係者に速やかに連絡をして対応いたしております。ですから、こどもの命にかかわることであればすぐに警察に連絡をしまして、必要であれば警察官に行ってもらおうということもやってございますが、通常は保護措置などは児童相談所がやっております。現在、南砂と区役所の関係については、わかりづらいところが委員のご指摘にもあると思いますが、位置付けとしてはまず南砂があって、区役所がその中の全体的な調整をして、最終的に児童相談所に繋いだりということをしてございます。またこれについては制度の見直しを図られてございまして、早ければ今年度中に南砂と江東区役所、本庁の機能をさらに充実させていく予定でございます。以上です。

関係職員 委員のおっしゃるとおりですね、児童虐待については、地域のさまざまな機関の連携というのが大事でございまして、法律に基づきました、要保護児童対策地域協議会というのがありまして、そこに保育所であるとか、幼稚園であるとか、学校であるとか、警察であるとか医療機関だとか児童相談所も入ってございまして、それが相互に連携をとっているというような状況でございます。

委員 ありがとうございます。そうしますと先程この地域協議会が年1回と言われましたですよ、会合が。

関係職員 代表者会議は年1回でございますが、実務者会議というのも数ヶ月に1回ずつやっておりますし、ケース検討会は頻繁にやってございます。そのなかでの情報共有を図っておりますので、代表者だけが集まる会議が年に1回でございます。

班長 ありがとうございます。他にいかがでございましてでしょうか。

委員 この機会を逃すとしゃべれないと思うので。別途の資料のデータブックの中の児童虐待の対応件数の推移というところですね、平均して220件ぐらいあって、継続もそのくらいあ

るということなんですね。ということは単純に、発生したものの多くは継続ということで解決されていないということになるんですかね、見方がよくわからなくて、継続の意味をちょっと教えてもらえませんか。

関係職員 わたしどもの対応の件数ですが、まずは通告があったものについては、すべてについて対応するとしてございます。それで先程も言いました児童相談所に実際に送致をすとか保護をすとかというものはまたそこで1つ完結をする。それ以外のケースについても1つ1つケース検討会をしておりまして、ケースごとにある時点までフォローして、完結すればそれは終了すると、このようなケースマネジメントの手法をとってございますので、すべてを継続するというわけではございません。ですからフォローをする必要があるケースは継続としてペース配分の中にしっかりおさめて、何ヶ月かに一度訪問したりしてフォローをしております。

委員 この取り組みの1番について私のほうからお尋ねさせていただきたいんですが、こういう理解でいいのかどうかということなんですけれども、今の虐待のことも含めて子育て支援機能というものの核となる拠点というものは、区内に5箇所ある子育て家庭支援センターが担われていると、一方でそのほかに実際の子育てといひますか、事業を展開されている、例えば保育園であり幼稚園であり児童館でありというのが一方であるかと思うんですけど、この関係といひますか、これも先程、児童虐待のようなことと同様に情報の伝達、伝達というところとちょっとありきたりになりますけれども、それ以外に例えば事業のなかで児童館子育てひろば事業とありますけれども、これは例えば子育て家庭支援センターでもひろばという表現がありますが、こういったものと連動しているのかとか、あるいはこれは何か内容的に通じているのか、情報のやりとりが行われているのか、そのあたり、拠点の関係性といったあたりについて少しわかりやすく教えていただけるとありがたいです。

関係職員 今回の各施設の関係でございますが、流れから言いますと、まず、江東区の子ども家庭支援センターは、平成11年に東陽にセンターを開設したことから出発しまして、その段階ですとまだ江東区が先駆的に取り組んだ事業という形で何年かしてございますが、国が児童福祉法を改正しまして、平成18年度から、すべてのこうしたセンターでひろば事業を行うことが法律上に位置付けられております。ですから全国のどこにいきましてもこうしたひろばをやるセンター、名前は違うことがありますが、同じ形のセンターがございます。じゃあここが全部をやるのかといひますと、それは子育て拠点ではございますが、その改正と同時に保育園や児童館もその児童福祉法の改正の中で福祉関係施設はひろば事業を行うということで国の補助金なども制度化され、それでわたしどもも児童館や保育園いろんなところで子育てひろば事業を展開していると

ころでございます。ですから身近なところで子育てひろばの事業はどんどんやることで不安解消などの効果があることを国も認めたものですから、積極的にいろんな施設を使って展開しているという施策でございます。

関係職員　簡単に言ってしまうと、ひろば事業というのは、在宅の保護者たちがなかなか在宅にいると色々な情報が得られませんから、そういうお母さんたちが、そこに集っているんな情報の交換をしたり仲間づくりをしたりそういう場なんですね。そこでいろいろ子育てに関する情報を得ていくというようなことになります。

委員　ありがとうございます。今のひろば事業についてご説明いただいて、だいぶイメージがわかったんですが、要はひろば事業にしてもそうなんですけれども、それぞれ例えば所管が違っていたりですとか、あるいは実際役割が違っていたりということもあるなかで、そういった拠点あるいは自治体というものがどういった形で連携をとられているのかというあたりにちょっと関心がありまして、ちょっとお尋ねした次第でございました。ご説明につきましてはよく理解できました。ありがとうございます。それでは取り急ぎ時間もだいぶ経ってきてございます関係で、次の取り組みの2番のほうの多様なメディアによる子育て情報の発信のほうに移らせていただきたいと思います。こちらにつきましても各委員のほうからご質問ご指摘よろしく願いできればと思います。

委員　子育て便利帳作成事業は廃止ということで、それに代わって他のインターネットだったり携帯電話だったり。

関係職員　子育て便利帳は廃止はしておりませんが、ちょっと名称は変わりましたが、子育てハンドブックという名称で発行してまして、中身はその便利帳の延長です。もちろんそれと合わせてですね、いろんなインターネットを使った情報も発信しております。

委員　よろしいですか、関連して、例えばインターネット等についてはこちらの事業のリストでいうとどういう見方をすればよろしいんですか。例えばこの事業の一覧表ですとこの「多様なメディアによる子育て情報の発信」にぶらさがっている事業は2本で、そのうちの今委員がご指摘になった子育て便利帳作成事業については、ここの表記では隔年実施のため23年度については予算がついてないということなんですけれども、先程のインターネット等についてのものというのは位置付けはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

関係職員　まず子育て便利帳自体は3年に1回発行しておりますので、この資料では23年度当該年度は廃止して、またつくるときには予算を計上するという予定でございます。赤ちゃんマップとの違いでございますが、子育て便利帳は、紙ベースで作りまして配布するという形でご

ざいます。赤ちゃんマップは地図情報上に区内のいろんな子育て関連の施設、オムツ換えとかそういうものができる施設などをやるというインターネットベースの仕組みがこの赤ちゃんマップ事業になってございます。現在赤ちゃんマップというのは携帯電話のサイトだけでございますが、今後拡張していくことを当然検討しているところでございます。

委員 はい理解いたしました。今の質問に関係してしまうんですけども、ここでいう子育て情報の子育ての対象といいますが、これはどこまでをだいたい範囲として、想定されていらっしゃるのでしょうか、例えばこの赤ちゃんマップ事業ということであると、赤ちゃんというタイトルは付いているのですが、子育てといったときにそれがどれくらいの年齢期のところまで想定されているのかということと、若干ちょっと範囲の限定の仕方が、ここからだけだと十分理解できないものですから補足的にご説明お願いできればというふうに思います。

関係職員 子育てというと多義的だと思うんですね。例えば児童福祉法上だと18歳までとなると思うんですけど、例えばこの子育てハンドブック、子育て便利帳なんですけど、これなんかみますとやっぱり18歳までの情報というのが入っています。ただ赤ちゃんマップについてはですね、やはり内容が、その授乳だとかオムツ換えの場所をお知らせする赤ちゃんの駅だとか一緒に赤ちゃんと遊べるような場だとかそういったものが情報として出ていますので、やっぱりそういう年齢ですね、多分0から5歳くらいまでなのかなと思いますけども。

委員 そうするとそちらの子育て便利帳で想定されている18歳ぐらいまでの方々を対象とした多様なメディアへの発信というのはどういうふうに展開、今それ冊子でつくられたということだと思うんですけど。

関係職員 赤ちゃんマップというのは独特のものでして、その授乳だとかオムツ替えとか、そういったような情報を提供しているもので、それ以外で区のホームページ上にはですね、ほとんどこれに近いような情報っていうのは全部アップされています。

班長 ありがとうございます。それでは3番の子育て家庭への経済的支援の問題に入ってみますけど。

委員 全体の予算の中で、ここが圧倒的にというかほとんどすべてに近いような印象を受けますが、いわゆるこういう言い方どうですかね、やむを得ず出している額が全体の中で相当多いと思うんですね、それで、教育的な考え方の中で、例えば子ども医療費助成事業とかですね、これは単独では中止はできないんでしょうけれども、そのような目で見るときにですね、いろいろな手当を含めて、絶対に廃止できない項目っていうのはどれになるんでしょうか。

関係職員 今の手当や医療助成の関係でございますが、この事業の中でございます、子ども医

療費助成事業はこれは区の単独事業でございます。あとハッピーセカンド事業とかですね。それ以外はわたしどもの所管ですと基本的に国や東京都の制度として、各自治体が事実上義務付けられてやっておる事業でございますので、江東区だけが抜けるということはなかなか難しい事業でございます。

委員　　そうしますと今のお話ですと2番のハッピーセカンド事業というのは区の単独だと。ただここは予算が付いていないのでとばしまして、9番の子ども医療費助成事業。ここは単独だということですね。そうしますと、ここに22億の予算があるんですけど、相当規模が大きいということで、みてみますと中学3年生までの通院、入院。これは区独自の取り組みといいますか、よそとの関係、よそっていうのは他の区ということですが、そことの比較をしてどうなのかということと、中学3年生までっていうのは、その制度はいつまで続ける予定なのかとかそういう将来展望っていうのは何か持っておられるのかどうかっていうのを教えていただければと思います。

関係職員　他の自治体の状況ということですので、ちょっと23区の状況しか今把握していませんけども、少なくとも23区は全部これをやっているというふうにわれわれは認識しております。それからこれはいつまでっていうことは、今のところは廃止の予定っていうのはありません。他の区によっては1つ2つの区がですね、18歳まで拡張してやっていると聞いています。やっぱり子育て支援という点では医療費っていうのはかなりの負担になっておりますので、われわれとしては子育て支援ということでは有効な事業であると認識しています。

委員　　全体の中で、先程、子ども医療費だけは単独なので、他区との関係、あるいは情勢から考えれば、まだまだ増えていくというそういう予測の中にいるということで、対象を18歳の高校生まで増やすとかそういう流れになっているという理解でよろしいですね。

関係職員　江東区としてはですね、まだその18歳まで拡張するっていうのは現時点では考えておりません。ただ、他の区でですね、ある程度裕福な区ではとかですね、そういうところについては、中学生までではなくて18歳まで拡張して実施しているという区もでてきているということでございます。

班長　　そうしますとこの報告の中で、一人親家庭関係の補助とかいろいろありますけども、こういうものは他区と、だいたい仕組みは一緒だという理解でよろしいんですか。

関係職員　一人親家庭の医療費補助やヘルパー派遣事業もこれは都内の区市町村すべてが東京都の指導に基づいて同じ仕組みでやっております。特別区は財政調整制度で財源も補填されますので、引き続きやっていく事業になってございます。

関係職員　ここに挙げられている事業の中で部がまたがるものがございます、生活支援部で

は10番から11、12、13、これを所管しております。その中の10番、ひとり親家庭休養ホーム事業、これにつきましては、区の単独事業という形で実施しております。そちらにつきましては、23区中、必ずしもすべての区がやっているということではなくて、一時期、財政的に困難な時期が、23区にあったときに廃止になった例がありまして、現在は江東区を含めて15の区で実施しているということでございます。ただしこれには根拠の法令がございまして、母子及び寡婦福祉法というのがございまして、その中でこういった、こどものための、あるいはひとり親家庭のための施設をつくることができると、できる規定という形で、根拠法令がございまして、23区は、かつては横並びでやっていたという経過がございます。現在は、かなり江東区のほうも縮小しておりまして、前は宿泊事業なんかも入っていたのですが、今はディズニーランド1回6,000円くらいかかるんでしょうか、1日券だと。そのうちの2,000円を補助するということで年に2回までという形で補助させていただいております。

関係職員 私どもの事業の中で言いますと、19番の奨学資金貸付事業ですとか20番、私立高等学校等入学資金融資事業。この辺は区の単独で行っているという事業でございますので絶対やめられないという問題はないんですけど、ただ就学の機会を支援するということからすると、なかなかやめられないというか内容的にはそういうことで考えてございます。

委員 19番で質問といいますが、教えていただきたいんですが、奨学資金ですので、額は減ってきてはいるものの貸付金の回収というのは当然行われると思いますけど、その辺の実態というのはどうなのでしょう。

関係職員 奨学資金につきましては卒業後半年の猶予期間をにおいて10年間でお返しをいただくというそういう制度になっております。それで現在、平成22年で、途中でお返しいただいている方1名を含めてですが、これまでの返還率というのが平均で90.27%。過去に大変いい返還率だった時期があるものですから、最近10年くらいですと80%ぐらいの状況ではございます。一応実態はそういったところでございます。

委員 ぜんぜん話が違くなってしまいうんですけど、母子家庭自立支援事業というのは。

関係職員 これは内容がですね、21年の6月に、今まで実施していた事業の内容が多少変わりました。内容としては高等技能訓練促進費というものがございまして、看護師とか介護福祉士等の資格取得のため、2年以上修業する場合に補助していくというような形だったんですが、従前の制度が支給の対象、母子家庭に月額14万円ほどを支給するんですけども、従前は後半の2分の1ヶ月、18ヶ月限度という形で制度的に制限があったと。ところが21年の6月に内容が変わりまして、支給期間全部について14万ほどを与えましょうという制度にかわりましたも

のですから、手を挙げる人が非常に増えてきたという形で、さらに2年というような単位ですから単年度ではなくて、翌年に持越しというような形で、経費が大幅に増えてしまったという経過でございます。

委員 よろしいですか。私のほうから1つ加えたいんですけども。この経済的支援については先程からご質問・ご回答ある中で、非常に多様なメニューが展開されているんですけど、その大半は国の法律、施策に基づくものであり、メニューとして確定していると、一方でそれぞれのところで区独自の事業を展開なさっていらっしゃるということだというふうに思います。これは、関係職員さんに伺うのがいいのかもしれないんですが、今、江東区さんで経済的支援という観点から見たときに何が一番やっぱりニーズとして大きくて、今のこの施策のラインナップで、だいたいそれに対応できているのか、あるいはちょっとやっぱり課題があるのか、という点について伺いたいというのが1つと、関連して、これはわたしの個人的な理解になってしまうんですけども、やはり保育のところの世帯といえますか家庭に対する経済的支援というところについては、江東区として、これだけの世帯数を抱えていく江東区として、どういった特徴というものをお出しになられているのか、あるいは、これからされようとしているのか、というところを少し聞かせていただきたいというふうに思います。評価表の中でも認可外保育施設利用者に対するニーズといえますか、補完制度にも触れられていますので、ちょっと大きな話になってしまうんですが、この機会に少しご説明お願いできればと思います。

関係職員 いろんなメニューが揃っているわけですけども、やはりその額といえますか、実際にその子育てをしている最中の家庭に入る額ということになると思うんですね、そうしますと子育てについては、今、社会全体で支援していくというような方向のもとにですね、子ども手当というものができまして、やはり子ども手当が一番大きいだろうというふうに思います。その額も現時点では一律中学3年生まで1万3,000円月額で受け取れますので、それがメインになるのかなというふうに思います。それを中心にしてあとは補充的なメニューという形になるかなというふうに考えております。それから子育てを保育園でやっている家庭に対する補助ですけども、保育料についてはですね、もともと国基準の保育料というのは定まっているんですけども、それと比べて区基準っていうのは相当軽減された額が設定されています。その時点でかなりの補助がされているというふうに考えております。それから認可外保育施設に入っているお子さんについてはですね、ここにも記載してありますとおり認可外保育施設の保護者負担軽減ということで平成20年、これを改定いたしまして、それ以前については一律1万円だったんですけども、20年以降についてはその所得等、それからお子さんの数によりまして1万円から4万円という

形に拡大して補助を充実させているという状況があります。以上です。

班長 ありがとうございます。それでは時間もあまりないのですが、一応一巡いたしました。せっかくといえますか、こういった極めて貴重な機会ですので改めて施策全体に関するところ、あるいは個別のところ、先程、お聞き逃しになった部分、あるいは改めて思いつかれた部分があればぜひお願いできればというふうに思います。

委員 いわゆる現状事業のなかで、施策でいうと21、22、23、24ということで給食費等という言葉がありましてですね、やむを得ない費用なのかなと思いつつも21とか23になりますと、結構、4億という額的に大きいイメージがありますので、この給食費等は出さなければいけないものかどうかというのと、支払い方ですかね、何か支払うのに差し引いて支給するのか、あるいは現金でお渡ししているのか、お聞かせいただければと思いますが。

関係職員 給食費の関係でございますけれど、1つは給食費の占める割合は非常に大きい部分になってございます。実際の支払い方でございますけれども、これについては本人の手元に行くのではなくて、実際に学校長口座のほうに振り込む形になります。ですので本人は経由しない形になってございます。以上でございます。

委員 資料の中で最後のほうに今後5年間の施策の取り組みの方向性というところですね、お聞きしたかったのは、下から4行目のところでございますが、指導援助、母子世帯に対する指導援助ということで、体制のことを深く書いています。児童相談所なり、職安なり、民生、うんぬんと。その連携に努めるということなんですが、このあたりの要員数を含めた体制をちょっと教えていただければと思います。

関係職員 委員のご質問の体制についてでございますが、こちらのほうは、母子相談、それから婦人相談、家庭相談という専門委員による相談事業を行っておりまして、その中でケースバイケースなんですけれども、必要に応じて必要な機関と連携を持ちながら対応しているということの評価にさせていただいております。以上でございます。

委員 実際のその相談との関係でいきますと、体制としては実態としてはどのように評価されているのでしょうか。

関係職員 昨今の相談の内容といえますのは非常に複雑でございます、ケースによってですね、何が一番いいのか、どういう方策をとるのが一番その方の自立にとって役立つのかといったところですね、さまざまなツールがございます、一概にその連携図というのですか、そういうものはなかなか描きにくい現状でございます。国の施設、それから東京都の施設、または江東区の独自の施設といったところですね、それから児童虐待等、児童に関する問題も含まれてお

りまして、離婚ですとかDVですとかさまざまな要因がございまして、一概にこういった体制というところではなくて、それぞれのケースにあった処遇といったところで臨機応変に適時適切に、連携をして対応していかなければ解決できない現状でございます。

関係職員 内容的に今話があったとおりなのですが、例えばですね母子世帯で生活に困った、あるいは、もう住むところがないというような場合につきましては、まず母子相談員がそれぞれ東西の福祉事務所、保護第一課、保護第二課のほうで相談を受けまして、そこから区内にある母子施設、母子生活支援施設というのを30部屋供えておりまして、そこに緊急的に入れるというような処遇を実施しております。以前は施設が小さかったものですが最近建て替えまして、かなり増えましたので余裕があるのでその点では先程ちょっと今の体制で満足できる状態かと言われますと、ほとんど空きがある状態ですので入ることはできると。そこにはまた、2部屋ほどDVから非難される方のためのスペースを備えておりますので、そこも通年利用させていただいております、そこを利用する、あるいは区内で難しい場合は、他県の施設を利用すると。そういった形で、これも相談員がそれぞれ1名ずつおりますので、そういった形で対応させていただいております。その関係ではまずまずの組織といいますか体制ができていないのかというふうに考えております。

班長 それでは時間のほうも予定の時間になってまいりました。羅列的なといいますか、個別の質問になりましたが、これらの話を踏まえまして最終的なとりまとめを別途させていただきたいというふうに思います。

この場での取りまとめという程でもないんですが、全体を通して非常に量的にといいますか、さまざまなメニューを展開されていらっしゃるということが大変よくわかりました。一方で当然これからさらに質と量の需要という部分が多分増えてくると思いますので、実際子育てに関わっていらっしゃるさまざまな主体が、それぞれのことを展開されていらっしゃいますので、これらの連携というものをさらに強くしていくというようなあたりについて、引き続き区の方が努力をなされていくのかというふうに理解をいたしました。また特に経済的支援のほうについては多様なニーズがあり、かつ区でそれをすべてできるわけではないというようなところもあるかとは思いますが、そのあたりについても、全体を江東区の中で1番ニーズがある部分に、適切にそれに応えられていくという体制を全体として確保されていくような流れができれば非常にいいなと思っておりました。そうして非常に網羅的に展開されていらっしゃるという部分が大変よくわかったというふうに感じています。それでは個別のフィードバックにつきましては、各委員のほうでこれからとりまとめの作業に入りたいというふうに思いますが、そちらも参考にしていた

だきながら、今後の施策の展開のほうに繋げていただければと思います。

それでは以上で施策の7番のヒアリングを終了とさせていただきたいというふうに思います。時間がぎりぎりとなりましたけれども、長時間に渡りまして細かくご説明をいただきどうもありがとうございます。終了させていただきます。

次に施策の10番の質疑応答を行いますので、ご説明者の方はお席の移動をお願いできればと思います。なおご退席されます職員の方につきましてはこちらのほうで、1回区切りといたします。

(説明職員の席次がえ)

(2) 施策10「地域や教育関係機関の連携による教育力の向上」

班長 それでは続けて施策の10番のほうのヒアリングを行いたいと思いますので、よろしいでしょうか。それでは先程と同じなのですが、まず、後半、施策の10番につきまして、施策の主管部長より施策の現状と課題、それから今後の方向性につきまして5分程度でご説明をお願いします。

関係職員 施策の10、地域や教育関係機関の連携による教育力の向上についてご説明申し上げます。まず学校を取り巻く環境ですけれど、さまざまに変化している中で、江東区では地域や教育に関わる各機関と連携、協力により開かれた学校づくりや教育力の向上に取り組んできているところでございます。資料の3-1、3-2をまずご覧いただきたいと思います。3-1の5年前から現在までということでは、平成18年に教育基本法が改正されまして、学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれるなかで、保護者のみならず地域の方々にも教育に関する情報を発信し理解してもらうことが必要となってございます。また区民要望・ニーズの変化につきましては、学校教育の現状や、教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになってございます。

ということで今後5年間どうなるかということにつきましては、まず保護者や地域住民などが学校運営に参画している学校づくりが求められています。また地域全体での教育を図るため教育情報の共有化が求められています。さらに教育に関する情報が広く行き届くよう情報提供の充実が求められています。

そういった中で、その上になります、施策を実現するための取り組みといたしまして、3点を掲げたところでございます。まず1点目が地域に根ざした教育の推進でございます。地域の皆さんの力で学校を支援していただく、地域に開かれた学校運営のありかたの検討なども続けながら、学校教育を充実させ、活性化していく取り組みでございます。

また2点目ですが、開かれた学校(園)づくりでございます。広報誌の発行や学校公開の実施、学校評価の公表などによりましてより開かれた学校、開かれた園づくり、と、透明性を確保していく取り組みでございます。

そして3点目でございます、教育関係機関との協力体制の構築でございます。大学や企業、研究施設等と学校が役割分担をしながら、豊かで多様な学びの機会をつくっていくという取り組みでございます。

これらを踏まえまして、今後5年間の施策の取り組みの方向性、右側の1番下のほうになります、6の(2)ですけれども、まず教育委員会の広報をはじめとする各種メディアを活用して学校を含む行政からの決め細やかな情報提供や、地域保護者の活動紹介等、情報発信の充実に努めてまいります。開かれた学校づくりの推進に資するよう地域の教育力の主体であるPTAの活動を支援し活性化を図ってまいります。さらに学校、家庭、地域が一体となって子どもを育ていく学校支援地域本部事業を拡大していくということでございます。これらを踏まえまして、さらに具体的な事業につきましては、まず地域が学校を支援する地域システムを構築するという観点から学校支援地域本部事業を行っているところでございます。さらに広報誌の発行や学校公開の実施などによる開かれた学校づくり、園づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により学校運営の透明性を確保する取り組みでは、教育委員会広報事業、学校公開安全管理事業、学校選択制度運用事業、学校公開講座事業がございます。

最後に、大学・各種企業等と学校が連携・協力し、豊かで多様な学びに取り組むというところでは、学習塾連携事業、PTA研修事業を実施しているところでございます。以上でございます。

班長 どうもありがとうございました。それでは、先程と同様に施策を実現するための取り組みに添う形で進めてまいりたいというふうに思いますので、もちろん施策全般に関わるようなご質問でも結構ですので、あまり形式にとらわれずにご意見ご質問お願いできればと思います。一応地域に根ざした教育の推進というところに、くくりをかけながら進めたいと思いますけれども。

委員 よく絵が見えなくて、地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校というのは、どのようなことを指しているんですか。

関係職員 学校を支援する仕組みというのは、今回、事業名として挙がっております、学校支援地域本部事業につきましては、地域社会全体の教育力の向上を図ることを目的として学校を支援するため、学校が必要とする活動について、地域の方々をボランティアとして派遣する組織活動で、いわば地域につくられた学校の応援団ということで、国が、委託事業でですね、始めたものでございます。

委員　それが今のところ1校という事ですよ。学校は具体的にどのようなことをやっているんですか。

関係職員　国の委託事業になっている部分では、新たな仕組みということで、補助の対象になっておりまして、江東区は下町の気質もございますので、すでにある教育団体とかですね、育成団体ですね、PTAだったりとか青少年委員会だったりとか、いろいろ学校をとりまく地域の団体がございまして、そういったものは個々にすでに役割を果たして学校を支援する体制ができていの中で、新たな仕組みというとはですね、なかなか調整や工夫が必要だなというところがございます。委託事業の中の要件を満たすものとしては、今、かなうものが1校で本年度から2校目を申請したという状態になります。

具体的にはですね、学校が必要とすること、例えば学校の芝刈りの手伝いだったりとか、学校が開催する事業のボランティアによるお手伝いだったりとか、学校にゲストティーチャ-を招いて、土曜日などを利用してですね、そういった事業を展開したりとかですね、さまざまな取り組みがあります。あとは生涯学習の一環を担うような活動を要するというようなこともありますので、地域の方が学習する機会にもなるような活動をしているということもあります。江東区としては今すでに機能している地域団体とどういふふうによく連携をとってやっていくかというのが1つの形なのかなと考えています。

委員　今の質問などに関連があるのですが、予算との関係で整理をしたいのですが、国の委託事業ということは、この費用は国から出ているので、こちらの予算上には反映していないという理解でよろしいでしょうか。

関係職員　ちょっと説明が足りなくて申し訳ありませんでした。国の委託事業となるのは平成21年度、22年度となっています。その先は補助事業ということで、3分の1負担ということになりまして、今回、区が3分の1費用負担をする流れになっています。ですから22年度までは100%国の委託事業ということで国のほうからの委託金でやっておりました。

委員　そうしますとそのコストのところ、トータルコストのところに入っていますが、この中には国の費用は入っていないということよろしいでしょうか。

関係職員　この120万円を3分の1にするということでございます。

事務局　この事業だけで申し上げますと全体が120万で、財源の内訳として国と都で3分の1ですから40万ずつという形になるんですかね、区がまたその3分の1。だから120万の3分の1、3分の1、3分の1という形で、この120万の中には国だとか都の金額も全部含めて区がそれを一括で出すと。

委員 含まれているということですか。

事務局 含まれています。

委員 全体の流れでよくわからないので地域が学校を支援するというと非常にいい言葉なんですけれども、地域を主体として考えるときに当然だと思いますが、地域振興課との連携はどんなふうになっているのかちょっと説明いただけますか。

関係職員 地域振興課との連携については、実際に地域に入るときにどういった役員の方々がいるのかとかですね、その地域に最初に相談をもちかけるときはどこに行ったらいいとかかそういうアドバイスはいただいております。

委員 よくわからないので、まず地域の教育力というものが具体的になんなのかという、先程の芝刈りとかはありますけども、学校によっては私の知っているところでは講師をよんで俳句をやっているとか、情操教育をしているとか、いろいろあるんですけども、地域の教育力のイメージがちょっとわからないというのが1つと、保護者や地域住民が学校運営に参画している学校づくりが求められるというような表現もあるんですが、そういう考え方と指標との関係で言うとはらつきがあるような、単純な見方で申し訳ないんですが、そこらあたりが、どうなのかなということをちょっともう少し具体的に説明してもらいたいんですけど。

関係職員 地域の教育力と申しますのは例えば、我々が小さいころは外で悪いことをすると叱ってくれる方がおられたりとかですね、地域全体で子どもたちを見守っていくような体制ができていたというようなところが定義でございます。地域と学校とが一緒になって子どもを見ていく体制づくりのことと考えています。それから学校運営に参画するというようなご質問でありましたが、その辺については単に学校支援地域本部事業のみならずですね、学校評議委員会であるとか学校評価制度等の中でもうたえる部分かと思えます。学校支援地域本部事業について言えば、学校と地域のボランティアとを繋ぐコーディネーター役が、学校の本当に望んでいることを聴取して、地域のボランティア団体に呼びかけて学校を応援する仕組みであると考えています。それから質問の指標とのばらつきということではありますが、指標は体系本部の数だけを示しているものでありまして、学校評議委員会とかですね、そういったものまで含めた数にはなっていません。

委員 今の説明の中でコーディネーターがいらっしゃるということですが、具体的なコーディネーターとはどういう人なのでしょう。

関係職員 私どもの実例でございます、八名川小学校というところに地域本部が1つございますが、そちらでは元PTA会長だった方が同窓会の組織を核にして、自治会であったりPTAだったり調整して核となってやっている方のことをコーディネーターといいます。八名川小学校

での事例でいえば、元PTA会長である方がその役を担っております。

委員 関連してなんですけど、そうしますと今後極めて、根本的な話になってしまって恐縮なんですけど、この地域に根ざした教育の推進のところの、地域が学校を支援するシステムを構築するという部分については、事業で挙がっている学校支援地域本部事業しかり、あるいはもうちょっと地域で元々いろんな方が関わられて、それが支えているっていうような地域もあられるということなんですけども、いずれにしてもなにかしらそういった、学校を支援していくための組織というところとちょっとおおげさになってしまうんですが、そういったものをきちっと、区としてバックアップしていこう、組織をつくるというより、ちゃんとそういった主体を組織化していくということを推進されるということをおっしゃっているのか、あるいはそういうことではないということなのか、そのあたりのイメージがちょっと掴めるとわかりやすいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

関係職員 委員のおっしゃるとおりですね、組織化していくこと、それでコーディネーターとしての役割で組織化していく形態を学校支援地域本部事業といいます。それ以外にもすでに担っている方々がおられるので、その調整がなかなか困難を伴うものであります。

委員 その困難を伴うことも含めて少なくとも何かしら学校を支援するという形がより見えるような方法に持っていきたいというのが、施策の方向性の意図という理解でよろしいでしょうか。

関係職員 おっしゃるとおりでございます。やはり学校を核として、今の地域力が希薄化していると言われている中で、学校を核として地域そのものの力を高めていこうということも言われております。以上です。

班長 ありがとうございます。おそらくこの後の取り組みの2番、3番の話も絡みつつ全体としてどういう絵が描けるのかという話になってこようかと思しますので、2番、3番と展開させていただきながらこの施策について全体像を少しイメージしながら個別の話も進めていければと思います。それで取り急ぎ2番にちょっと移らせていただきたいと思うんですが、開かれた学校（園）づくり、先程ご説明いただきましたが、これについて施策の内容あるいは事業構成等につきましてご意見ご質問いただければと思います。

委員 学校評価制度の結果の公表等については、これは実際に公表されているんですか、ちょっと私が勉強不足で申し訳ないんですけど。

関係職員 学校評価制度の結果については、学校だより、あるいは学校のホームページ等で公表してございます。

委員 開かれた学校（園）づくり、学校選択制度運用事業というのがあるんですけども、わた

くしこどもの多い豊洲に住んでいるんですけど、実質多分学校を選ぶことが出来ない、決められた所に行かなければいけないようなのが現状でそれ以前の問題だったりもするんですけども、そういうところは、ここでは関係ないのかもしれないんですけど、ちょっとそっちに行く前のものがいっぱいあるのではないのかなと思ってしまったのですが。

関係職員 おっしゃるようにですね、南部地域の豊洲小、豊洲北小については、その通学区域内にお子さんだけでいっぱいになってしまっていて、とても通学区域外から受け入れる余裕がないということで、いわゆる学校選択制度の中では例外として、豊洲小、豊洲北小なんかは受け入れをしない学校として位置付けております。

委員 逆に学校選択の対象になる地域というのは、委員のお住まいになられている豊洲以外の地域で、指定されている地域にこれを導入されている趣旨と伺いますか、ちょっと基本的な質問で恐縮なのですが、補足的にご説明いただけますでしょうか。

関係職員 まず学校選択制度については、開かれた学校づくりということで、簡単に言ってしまうと選ばれる学校になるために、それぞれ各学校が特色を出していただいて、それぞれ選択されるように努力していくということで始めた制度でございます。平成14年度から始めまして、10年間経ってございます。そういったことで各校が切磋琢磨していただいて、選ばれる学校、そして開かれた学校づくりをするというのが大きな目的でございます。

委員 学校公開なんですけれども、私もこの間初めて行ったんですけど、学校公開、ほとんど保護者しか来てないのかなという印象を受けたんですけども、保護者以外の地域の方というのはどれくらいの割合でいらっしゃるんですか。

関係職員 実際に地域の方がどのくらい来ているかというのは、今人数は正直持ってはいないんですけども、例えば先程の学校選択の関係で言いますと、学校選択をする時期になりますと、実際にお子様が見に行き、自分はこういう学校に行きたいだとか、実際に授業を見てもらって、そういった場合の選択する際の参考にさせていただいている場合もあります。わたくしなんかも行きますけど、受付のほうに名簿が置いてあって、そこの方の保護者、それから今度いらっしゃるお子さん、また、地域の方というような形で名簿が置かれていて、ある意味ではそういった意味で地域の方もいらっしゃるのかなと思ってございます。

委員 というのはですね、1週間あるじゃないですか。1週間働いている親は本当に1回に1時間程度行けるか行けないかぐらいなんですけど、働いてないお母さんは毎日行っていたりして、1時間私が見た中で、子どもたちが勉強に集中できない。親がいることによって。子どもたちは集中出来なくて。それが1週間あるっていうのはちょっとゆとり教育じゃなくなった今、授業数

が増えているところで、もったいないなと思ってしまったんですね。逆に親が来られない子どもにはかわいそうだし、というのを思ってしまったんで。そこに予算を、変な話半分にして、他に活用した方が有効かなと思ったんですけども。

関係職員 1つはですね学校公開の工夫として、いわゆる保護者の方が来やすいように、土曜日に授業をやっていただいて振替をしてもらうというような形で、さっきの学校選択を選ぶときの参考の際もそうなんですけど、なるべくその土日、授業を振り替えていただいて来やすいような配慮をしている学校は多くあります。ほとんどの学校で必ずどこか振替になっているかと思えます。それから実際に行って落ち着かないんじゃないかという部分は確かにあるかと思うんですけど、1つは当然、各学校のほうに配慮していただくという部分もありますし、あとは子どもたちも見られていることによって、ある程度緊張感じゃないですが、そういったことも少しあるのではないかなと思ってございます。

委員 身もふたもない話になってしまうのかもしれないんですけども、学校選択、当然いろいろな選べる範囲というのは、またここに別な資料でもあるように徒歩30分以内にとか、そういういろいろな条件あるかと思うんですけども、基本的に学校を自由に選べますと。一方で先程の取り組みの1番のほうでは、学校を地域で支えていくんだとなっていたときに、地域でしっかりとした学校ができるんだったら別に選択させないで地元に行けばいいんじゃないのっていう理解もできてしまうんですけども、これは一応学校選択という制度を入れながら基本的にはやっぱり地元の子は地元の学校に行くということが望ましいというか、一つの姿としては、区としてイメージされているという理解でいいのか、もっと自由競争ではないんですけど、そういう形でいろいろとシャッフルしたほうがいいんだというようなこととはちょっと違うのかどうかといったあたりを、確認を含めてお願いできればと思います。

関係職員 1つはですね、学校選択制度を導入しているからといって通学区域がなくなったわけではなくて、各学校に必ず通学区域制度はあります。例えば新しいマンションができてしまって、通学区域のど真ん中に学校があるわけではないので、かえて学校を選択したほうが行きやすい、自分の指定校より行きやすいというのが実態面でもあります。もう1つは、これまで10年間も学校選択をやってきていますので、ある意味学校選択というのは地域の方にある程度周知されているといった意味で、地域の方からも、ある意味学校選択制度を前提とした地域のあり方というか、いわゆるお子さんは遠くからいらっしゃっても学校にいるときは自分たちの子どもとしてみるんだよ、というような、そういった意識の変化もあって、必ずしも住まいイコール地域とは限らないのかなと、そういった転換も必要なのかなと思っております。

委員 はい。理解しました。そう意味で言うと、いい意味での調整といいますか、通うお子さんであるとか、受け入れる地域の側が、そういった形で非常に全体として、良くなるような調整としての意味といいますか役割みたいなことをこの制度が担って、果たしているというのを理解いたしました。ありがとうございました。

委員 先程学校の公開事業の質問がありましたけど、私も公開授業は行っているんですね。日曜日に行くんです。ただ、やはり長い。私、1日最後までいるんですけども、長いので、もうちょっと日数的に短くてもいいのかなと。

先程の学校便りというのは、ほんとに丁寧に書いてあるので、それは参考になります。その関係ですね、実は指標との関係で、学校とのコミュニケーションがよく取れていると思う保護者の割合というのが、表になっているんですが、大変残念なことに半分ぐらいしか、よく取れていると思っていない。行政のほうは、非常によく取れているというふうに思っているかもしれませんが、26年度の目標55%というのは、非常に、率として低いのではないかという気がするんですが、そこらあたりはどのように考えておられるのか教えてください。

関係職員 学校評価の中で各学校が保護者にアンケートをとってございます。その学校評価の中の保護者アンケート等を見ますと、学校教育活動に対する理解というのは、おおむね8割くらい、あるいは学校によっては9割くらい、高い評価をいただくんですけども、やはりコミュニケーションというふうになりますと、担任と保護者の関係であったり、あるいは校長とPTAの関係であったり、さまざまな状況が考えられます。そういったなかで、保護者のほうが学校に対するお互いの意思疎通が、まだまだ十分ではないといったものが、こういった調査に出てくるのかなというふうには感じておりますけども、いずれにしても半数以上の保護者の方が、やはり学校と、十分な意思疎通ができているといったことを、数字として半数以上というところを目指しているところでございます。

委員 55%という数字は妥当な目標だというような感じなんでしょうか。

関係職員 半数以上という数はですね、決して妥当というふうには思えないんですけども、現実21年度の指標の中で48.7%といった数字がございまして。しかしながらやはりこの数字をですね、少しでも高く設定いたしまして多くの保護者の方に学校とのコミュニケーション、あるいは意思疎通がですね、円滑に取れるような形にしていきたいというふうに考えてございます。

委員 要するに、取り組み方針の中で、開かれた学校だとかあるいは地域の力を借りるとか、そういう教育力を取り入れるんだとか、そういうものが軌道に乗っていけばもともと信頼関係があって、もっと高い数字になるのではないかなあと、予算が少ないということが、理由かどうか

わかりませんが、少し遠慮しているような印象を持つんですけど、そんなことはないのでしょうか。

関係職員　ご指摘の通りやはり多くの地域の方、あるいは保護者の方も含めて多くの方々に学校教育に関わっていただくことが、この数字を高くしていく1つの要因になるかなというふうに考えてございます。ですので学校と保護者の関係だけではなくて、先程申し上げたような地域の方々になるべく多く学校教育活動に関わっていただくことによって、こういった学校とのコミュニケーションということに関しましても、多くの信頼、あるいは満足度をえられるのかなというふうに考えておりますので、是非そういった形の中で、地域の方々を巻き込んだ教育を是非展開していきたいと思っております。

事務局　55%では、なかなか残念だというご質問だと思うんですけども、補足させていただきます。この長期計画は10年でございますので、最終目標年次は31年度でございます。ただ10年後の目標を掲げて、具体的な手段となる事業なり施策を打っても、ということがございますので、一旦ですね、5年後の26年度の数字というのを出させていただいております。10年後については、再度この進捗を踏まえて、目標値を上げていく、もしくは例えば半分を超えるところですけども、7割8割という形で数値を上げていくという、そういうものづくり方をしているというふうに、ご理解をいただきたいと思っております。まず55、半数を超えてというところで数字を立てた。で、10年後については、長期計画最終31年度でございますので、そこにはもっと高い数字をとということで見ていきたいと、このように考えております。

委員　私はこの55%でも結構大変じゃないかなと思って、保護者も忙しいんで、そのままほっといたら多分数字は変わらないと思うんですけど、具体的にどのようなことをやっていこうと思っていらっしゃるんですか。

関係職員　繰り返しになってしまうかもしれませんが、例えば各学校がさまざまな特色ある学校づくりを進めていく中で、地域の方々を人材として授業に招くというような取り組みがございまして。あるいは、江東区にさまざまな歴史があり、自然があり、文化があります。そういったものに精通した方々で、その自然、文化、そのものを教材にして総合的に学習する時間の中で展開していくといった例も多々ございます。小中学校、園も含めて、それぞれが地域文化を生かした教育を進めておりますので、そういった中で、地域を巻き込んだ教育をもっともっと展開していく必要があるかなと考えております。

委員　そういう知識がある人っていうのは、本当にごく一部の人だと思うので、いわゆる一般市民はそういった知識が無いので、なかなかコミュニケーションをとろうと思っても、そういう

ところでは、とりづらいところがあると思うんですけど。なのでこの55%にしていくのはすごく大変だと思うんですけど、それ以外で広く多くコミュニケーションをとるための施策というものは、

関係職員 施策では、各学校の教育課程、教育計画の中で考えられるんですけど、例えば、身近な例で申し上げますと、今年度、学校司書が小学校に配置されました。例えば学校図書館のボランティア、図書館づくりとか、本の読み聞かせとか、こういったものは保護者の方々が十分参加できるものでございますし、またあるいは、お母さんを招いて、2分の1成人式といいたうか、10歳を祝う成人式を保護者の方を招いてやるとか、特別な知識とか、ものが無くても十分保護者の方々に参画できるもの多々ございますので、これを学校がアイデアを出して、巻き込んでいくということも、1つの方法かなと考えております。

班長 ありがとうございます。それでは、進行の関係もでございますので、ここで、開かれた学校づくり、園づくりにつきましては一旦ここで区切らせていただきまして、最後に3番の教育関係機関との協力体制の構築につきましては、最後に質疑応答に入っていきたいというふうに思います。先程といいたうかもうすでに皆さんもご覧いただいているかもしれませんが、ここでは事業としては、学習塾連携事業とPTA研修事業が挙がってございますが、一方で評価表のほうでは、大学や企業等との連携協力といったこともございますので、これらにつきましてどのような形でも結構ですので、ご意見ご質問いただければと思います。

委員 小学校がこういうことをやっているというのは理解できなかったんですけど、具体的にどういうのをやっているのかというのは、中学だと少しレベルが高いからわかるかなというような気もするんですけど、大学とかで、大学と小学校が連携するというのは、どんなテーマで、あるいは何か具体的なものを少しイメージできると、私どもは理解しやすいんですが、教えていただければと思います。

関係職員 小学校、学習塾、大学との連携と言いたうか、実例で挙げますと、例えば土曜放課後学習教室であったりとか、そういったところに学校サポーターというのを招聘しております。そういった時に、昭和女子大学であったりとか芝浦工大であったりとかですね、その学生さんたちの力を借りて授業のサポートをしていただいているところでございます。以上です。

委員 このPTA研修事業というものなんですけども。知人が今年からできた小学校のほうでPTAの役員をやっているんですけど、何をどうしていいか全くわからないということで、まず、どういうのをやっているのかわからないし、予算もどれくらいつのかかわからないと。そういう素人の人たちが集まってしまったから結局、何回集まっても全然話が進まないってことを聞いて

たことがあったので、そのことをいっているのかなとちょっと思ったんですけども、何か指針となるものがないと、お母さんたちにもできる方もいらっしゃるんだと思いますけども、わからない方たちも多いと思うので、ただ、やりなさいってということでは難しいのかなと思いました。

関係職員 P T Aにつきましては、まず年度の初めに広報誌作りについてというような研修会を持っております。ただその中で、その年のテーマ等によっては、分科会がいくつかあるものですから、そういった中で、こどもの安心安全を守る活動、そういった中で P T A 活動について、こう具体的なやっていき方を、いずれも事例を発表する学校があって、我々はこういうふうにしてきましたというのを発表しながら話し合いをやっていく。そういうのも研修会ではやっております。以前には、最近できた学校では豊洲北小学校かな。P T A を発足させるに当たっての苦労話、うまくいった点、課題として残った点等を一例としてこの研修会の中で発表したという例もございました。

委員 P T A 研修事業といいますが、P T A のところと関連してなんですけども、先程の取り組みの1番の地域に根ざした教育の推進で新しいといいますが、地域本部事業ですとか、あるいはそれとは違う地域の特徴に合わせたような学校を支える仕組みというお話があったかと思うんですけど、その話と P T A の役割といいますが、どういった視点で、これから展開されていこうかという、ちょっと大きな話なんですけど、これも大きな話で恐縮なんですけど、区としての考えをお聞かせいただければと思います。

関係職員 P T A は、やはりその学校に子どもが行っている親、ということで、親が子どもが行っている学校を支えるということになります。地域で支えるといった場合は、必ずしも、子どもが行っているわけではない。子どもは卒業してしまったけれども、その学校を支えたい、あるいはずっと昔に卒業したんだけど、その学校のために力を尽くしたい。あるいは新しく住んだので、子どもはいないんだけど地域との繋がりを持つためにやはり、江東区のような新しい町ですと、学校が地域の拠点というようなところがございます。それで学校との関わりという中で、例えば芝刈りのボランティアだったりするかもしれないんですけど、そういったことで学校を支えていって、それを、ゆくゆくは学校だけではない、地域活動に繋げていこうと。そういった形に繋がっていくのかなあと考えております。実際、江東区のかなり伝統的な古くからある学校ですと、P T A と O B 会と町会というような、そういうところで、学校を支えるというような方々がいらっしゃいますので、それだとまたかなり古い意識もあつたりはするんですけども、そういういろんな多様な視点で学校を支えるという、そういった方向に向けていきたいという、そういう考えでおります。

委員 その意味で言うと、やっぱり地区といいますか地域といいますか、そういった実情に合わせながら、ただ依然としてやっぱりPTAというのは学校、教育機関、学校をバックアップ、教育パートナーとしてきちっとした役割を果たしていくということがまずあって、後はこれから新しく、そういった地域に根ざした支援システムみたいなものをつくっていくんだけど、そういった役割分担みたいなものは、地域で合わせながらうまくやっていくというようなことを全体の方向性としてお考えになっていることだという理解でいいんですかね。

関係職員 はい。おっしゃるとおりでございます。

委員 ありがとうございます。学習塾連携事業につきましては、これは23年度予算はついてないということでございますけども、単純にここに廃止と書かれてありますが、もうこの学習塾連携事業という形では、今後は展開されないというそういう見方でよろしいのでしょうか。

関係職員 学習塾連携事業につきましては、昨年度、外部評価委員会の中で、施策8の中なんですけど、その指摘の中で、総じて個別問題対処型となっているので、もう少し効率的な運用の仕方があるんじゃないかというようなご指摘をいただいたところであります。その対応として学習塾連携事業という単体の事業ではなく、特色ある学校づくりのメニューの一つとしてですね、そちらのほうに組み込んだ経緯がございます。

委員 すいません今合点いたしました。そちらの施策との関係でちょっと今、理解がずれておりました、今それで納得いたしました。他の委員、いかがでしょうか。

委員 今の事業について質問したいのは、41番の大学企業等の等の部分なんですけど、ここには行政が含まれるのかということ、というのは、こちらの施策10の1番で、目指す江東区の姿が「開かれた学校」なんですけど、最終的には、それ考えると31は地域に開かれたですよ。40は保護者に開かれたってことですよ。41が企業に開かれたですよ。で、あと行政があるんだろうなと思ってまして、であれば、ここに多分行政が入ってくるんだろうなって考えたんですけども、もし具体的に行政との連携があるならばそれを教えていただきたいなと思います。

あとあの、これが質問で、あと2つはコメントなんですけども、これはちょっと聞けなかった部分、39、40、その前の部分もあるんですけども、いわゆるそれぞれの事業の法的根拠は何なのかってことですね、法律にあるのか、条例にあるのか、あるいは東京都にあるのか。それはわからないですけども、その法的根拠ってものをちゃんと押さえてやっているのかどうかという。一応行政は建前上は、必ず法的根拠があるはずですので、それを押さえているのかどうかというのを、もしわかれば教えていただきたいなという部分と、私も勉強不足なんですけども、区長とマニフェストの関係ですね。いわゆるマニフェストとはどういう整合性があるのかという

ことで、これはかなり重要な部分だと思いますので、その関係が、もしわかれば教えていただきたいなと思います。以上でございます。

班長　じゃちょっと順を追って、ご回答お願い、あるいはもう一度質問の部分で繰り返しが必要であればご遠慮なくおっしゃっていただいて。

関係職員　大学や企業等ということではありますが、行政も入るという意味で言えば東京都であるとか、上級官庁である文科省であるとかですね、そういったところの、委託なり補助なりという関係性はあるかと認識しております。それから法的根拠ではありますが、教育基本法が18年度に改正されまして、その中で、18年度の教育基本法の改正の中では、かなり生涯学習の理念であるとか、13条のところでは学校、家庭、地域住民等との相互協力関係ということで13条のほうに新規に創設されております。その辺の根拠を受けてですね、こういった地域との連携にかかっている部分の事業を推進しているところであります。

委員　マニフェストには書かれてないかもしれないのですが、もし書いてあれば関係ぐらいは教えてもらいたいなと。

事務局　書いていないと思います。

関係職員　事業の法的根拠というお話ですけれども、その学校支援地域本部事業って言うのは先程申し上げましたとおり、国のほうの補助事業にはなっているんで。残りの事業についてはこれは区の単独ということで、区の中で要綱なり規則なりそういった形で区が行っている事業ということでご理解いただきたいと思います。

委員　江東区との連携って言うのはないんですかね。先ほど文科省とか東京都はあるって話だったんですけど、こちらの区としての連携というのが、なにかあれば、教えていただきたいと思えますけど。一緒に事業をやっているとかないですか。

関係職員　例えば、これは行政とは言えないかもしれませんが、近隣にある特別支援養護学校、特別支援学校ですね。そういったところの、こどもたちと、いわゆる人権課題、障害者に関わる取り組みを進めていたり、あるいは区の環境施策である、ヤゴ救出作戦。これが区のほうが絡んでおりますので、そういったセクションとの連携もございます、そういう意味では、区の行政との連携は深くございます。

班長　時間もだんだん迫ってまいりましたが、他にいかがでしょうか。

委員　基本的なところで、事前に教育委員会の仕組みを少し教えていただいたんですが、いわゆる教育委員会が行政の中の1つのセクションになっているのは理解できて、それで1つ1つの施策を実行するにあたっては、相手はほとんど学校ですよね、学校に校長さんがおられて、校長

会がありますよね、教育委員会のそういう方針だとかはダイレクトに学校に来るんですか、それともワンクッションどこか、校長会通さないと動かないとか、そのあたりなかなか学校と末端では交渉はあるんですけど、なかなか、何かをしたいと言っても動けないわけですね。そこは何が弊害なのかなというの、そのこの全体の中とは少し離れていると感じるので、教育委員会と学校との関係、あるいは教育委員会と校長会の関係、そのあたりちょっと教えてもらえればと思うんですけど。

関係職員　さまざまな施策ですとか教育委員会の事業が提案されますけれども、私どもとしては校長会のほうにですね、きちんとその施策の趣旨であったり、あるいは目指すべき方向であったり、計画であったりそういったものをきちんとご案内をして、校長がそれを受けとめて各学校で教育課程を編成しますので、毎年3月に教育計画が出されます。それに向けて例えば平成23年度の施策として、こういったものを区として展開していきたいというのは当然校長のほうにお示しをして、それを受けて各学校が教育課程を編成していくと、そういった手順になってございます。

委員　そうしますと、大きな方針として教育委員会が立てて、それを校長会に投げて、校長会のほうで受け止めて、今度、各学校に、独自性を出すというか特色のある学校を、ということで。何かワンクッションあって、実際の指示系統が、教育委員会になくて、校長会にあるような印象を持っているものですから、ちょっとそこがよく見えなかったんで、それはやはり校長会の力が強いことなんでしょうか。

関係職員　すべてがそうってことではなくてですね。まず1つは、教育委員会が基本的な方針を示して、その先の管理は学校に任せるというのがあります。学校管理規則というんですけど、例えば、教育目標みたいなものを教育委員会が示して、それに基づいて各学校で例えば教育課程を編成するとか、そういった流れが1つあります。もう1つは、やはり区の大きな方針みたいなものが決まったものについては、これは校長会とか何とかじゃなくて、直接学校のほうに、こうなりましたというケースもあります。もう1つは相談しながらやるという部分も一部あると、要するに全部が全部校長会とか直接トップダウンでやるということではなくて、ものによってはいろんなやり方をしていると、法律的には、基本的には基本方針みたいなものを教育委員会が立てて、それに基づいて、ある程度の裁量を持って学校のほうで管理運営していくというのが根本にあって、その他で区がいろんな事業をやるときに、直接区の方針として決まったものはやってくださいというのがありますし、やり方等について相談しながらその辺を決めていくというケースもある。いろんなやり方でやっているということで、その中でいろんな事業、より良くしていきたい

と、考えながらやっているということでございます。

委員 ありがとうございます。そうしますと教育委員会のほうで大きな方針は、実際の末端でいく学校は、個々の学校の教育方針というのは、その学校がつくれますよね、それはそれでいいですよ。そうしますと校長会とかいろいろあって、教育委員会もあって、なんとなく末端の学校からすると組織が複雑、あるいは何重構造かというような、そんな印象を受けるんですね。この開かれた学校づくりの中の学校運営の透明性という、そういうところからすると、何か船頭多くしているような、そんな印象を持つんですが、その辺の命令系統の複雑さというのは、もう少しシンプルにならないものなのかなあとかねがね思っています。

関係職員 命令だけで全部が動くというようなものでもないような形だと思うんですね。ケースバイケースで、もちろん元から法令等で決まっているようなものであれば、相談も何もなしに。ただし実際、新規事業やるときに私ども教育委員なり、私ども事務局の人間なりの考えているものと、校長会、現場のほうの考え方と違う場合も無くはないですから、その辺はすり合わせをしながらという部分は、あってしかるべきかなというふうに私どもは考えています。

班長 最後のご質問については、いろんな論点を含んでいるかとは思いますが、逆に言うと、さきの委員の開かれた学校づくりのところと、もしかしたらそういった中で、すぐに改善できる部分もあるかもしれないというのは、今、横で伺っていて思った次第です。

時間がもう5分前になってしまいましたので、一応質疑につきましては、ここで区切らせていただきますと思います。最後にあんまり私がお話をむりやりまとめてここでお話しするのは適切でないのかもしれないんですけども、一応閉めの意味も含めまして簡単に申しますと、昨年評価対象の施策にありました、「確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の育成」のほうは学校教育そのものの話で、私そのときに申し上げたんですけども、教育を一義的に支えていかれる学校なので、不謹慎、不適切な言い方をしてしまうと、学校が全部そこでこなせてしまえば、もしかしたら施策の10番というのは、取り組みの2番の、開かれたというところだけしっかりやれば、もしかしたら足りてしまうかもしれないんですけども、でも現実はそのようなことではなくて、社会的な状況とかそういうことを含めて学校支援地域本部ですとか、PTAのよりよい教育体制の構築というところを展開されていかれようとしているんだというふうに思います。

その前提で2点ほど申し上げますと、連携とか協力というのはすごく言葉としては使いやすい、いいんですけども、具体的にやっぱりどういう主体が、どういう役割を担って、あとは先程あった地域の実情に沿ってどういう仕組みにつくっていくのかっていうところが、具体的に語られていかないと言葉だけがちょっと踊ってしまうという感じになるかもしれないので、実際今着

実にすすめていかれている部分で、おそらく今日の委員の皆さんが、それぞれ思われたというところは、その辺の仕組みのイメージというものを理解したかったというところで、いろいろご質問なされたというふうに私は理解しております。ですから引き続き、各主体の役割分担ですとか、あるいは地区によっては共同でやるのか、組織みたいなものをつくるのか、あるいはそれとは違うのか、地域によってどういう特色があるのか、こういった具体的な議論をされていくのがよろしいのかなというふうに感じた次第です。

2点目は、質問が多く出ました「開かれた」、という部分についても、江東区さんはいろいろそれこそ教育の活動のほうですとか、あるいは学校選択という意味で、選択肢を多くするとか、やはり物理的に学校を開校していくというところかというと、開かれたことは、たくさんなさっていらっしゃると思うんですけども、そのこととやっぱり先程指標のところに質問が集中しましたけれど、それじゃ本当に肌感覚として、コミュニケーションとしてそれが達成しているかというのは、別な問題としてあるんじゃないかと、その点がちょっと浮かび上がったのかなという感じがしております。こういった事業を展開されながら、先程質問が集中した、具体的にコミュニケーションがよく取れている状況っていったい何なのかということと、それをどういうふうに改善していくのかといったあたりについては、今なさっていることをベースにして、区民の方とのディスカッションなんかもこなしながら、実質化されていくという方向が非常に生産的ではないかなというふうに思った次第です。ということで長期計画の中では地域関係機関との連携による教育力の向上ということが明確にうたわれていますので、是非この方向で江東区の特色になるような方向性というものを築いていただければというふうに思いますし、この後、取りまとめる評価シートのところでは、そういった視点で各委員からフィードバックをさせていただければというふうに考えております。

まとめが長くなりまして恐縮ですが、ヒアリングにつきましては以上とさせていただきたいと思います。最後に事務局からございましたらお願いします。

事務局 本日はどうもありがとうございました。本年度第1回目ということで実は私ども事務局もですね、私だけかもしれませんが、緊張してございましたけれども、順調な滑り出しではないかというふうに認識しております。2点ご連絡申し上げます。本日のヒアリングの結果を踏まえた、外部評価のシートの作成をまずお願い申し上げます。お手元に配布しました外部評価シート、本日中にメールでデータ形式で送付させていただきます。ご提出は7日木曜日中に事務局の担当職員宛にメール、またはファックスで結構です、お願いいたします。郵送の場合も木曜日中にポストへの投函ということでお願い申し上げます。以上でございます。

班長　　ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の江東区外部評価委員会第2班ヒアリング1回目を終了とさせていただきたいと思います。なお、次回でございますが、7月11日の午後6時半に委員の方はご参集いただきたいと思います。また職員の方におかれましては、7時開会となりますので、よろしく願いいたします。それではみなさん本日はどうもありがとうございました。

了